

重要事項説明書

1. 瑞岐会ひざし居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定状況及びサービス提供地域

事業所名：瑞岐会ひざし居宅介護支援事業所

所在地：瑞浪市稲津町萩原1番地

電話番号：0572-67-3748

指定番号：2171600030

指定年月日：平成12年2月10日

通常の事業の実施地域：土岐市・瑞浪市・笠原町

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 運営方針

- ① 当事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状態や環境に応じて、出来る限り自立した日常生活が営めるよう、居宅介護サービス計画の作成に努める。
- ② 事業の実施にあたって、個人の生活や考えを大切にしながら、保健医療サービスと福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- ③ 事業の実施にあたって、関係市町村、他の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設等の連携に努める。
- ④ 事業の実施にあたって、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立の立場で行う。

(3) 職員体制

職種	常勤	主な職務内容
管理者	1(兼務)	ケアマネジメント業務の総括・従業員の管理等
主任介護支援専門員	1	居宅介護支援・ケアマネジメント業務の企画・調整・実施・事務処理
介護支援専門員	2	

(4) 営業日・営業時間

営業日：月曜日～金曜日（土曜日・日曜日・祝祭日及び年末年始を除く）

営業時間：午前8時30分～午後5時

2. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙1「サービス提供の標準的なながれ」参照

付属別紙2「要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項」参照

3. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じた金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日保険者の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

(2) 交通費

前記1の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

4. 居宅サービスを受けるに当たっての重要事項

- ① お渡しした「サービス利用票」と異なる事業者からサービスを受けた場合や、サービス内容を変更された場合には、必ず担当の介護支援専門員に連絡して下さい。ご連絡されないと利用された費用の全額を、一旦立て替えていただく場合があります。また限度額を超えてしまった場合、超過分の全額負担が生じます。できれば、事前にご相談下さい。
- ② 被保険者資格を喪失した場合や要介護状態区分の変更があった場合など、現在お持ちの被保険者証の記載内容に変更があったときは、担当の介護支援専門員に連絡して下さい。
- ③ 利用者が病院又は診療所に入院する場合、利用者又は家族は利用者を担当する介護支援専門員の氏名及び連絡を当該病院又は診療所に伝えるものとする。また、入院された時や退院の見通しがたちましたら、必ず担当の介護支援専門員に連絡して下さい。
- ④ 住宅改修や福祉用具の購入等をお考えの方は、事前に担当の介護支援専門員にご相談下さい。事前にご相談がない場合、全額負担にてお支払いいただかなければならない場合があります。
- ⑤ 居宅サービス計画書の作成にあたり、利用者は介護支援専門員に対し複数の指定居宅サービス事業者を紹介するよう求めること、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅事業者について、その事業者等を位置づけた理由説明を求めることができます。

5. 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成以外に提供出来るサービスの内容

- ① 利用者のご依頼に基づき、市町村の要介護認定の申請（区分変更・更新）を代行いたします。（この場合は手続き上、被保険者証をお預かりします。）
- ② 利用者のご依頼に基づき、市町村の窓口へ「居宅サービス計画作成依頼届出書」を提出します。（この場合は手続き上、被保険者証をお預かりする場合があります。）
- ③ その他、介護保険制度に関するご相談に応じます。

6. 実習生に受け入れについて

当事業所において、介護支援専門員実務研修見学実習『ケアマネジメントの基礎技術に関する実習』等の協力体制を整えており、実習生受入協定を締結しています。また、福祉・医療の人材育成の一助として、学生の学びの一環である現場実習（同行指導）に協力しています。このことを踏まえて、実習生受け入れに対してご理解いただき、後進育成にご協力をお願い致します。※実習生受け入れの際は、ご本人ご家族に改めて説明した上で了承を得られた方のみとする

7、ハラスメントの防止

(1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 第 11 条第 1 項 及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 第 30 条の 2 第 1 項 の規定に基づき、セクシュアルハラスメントや パワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。

(2) 利用者及びその家族はサービス利用に当たって、次の行為を禁止します

- ① 介護支援専門員その他従業者に対する身体的暴力
(直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為)
- ② 介護支援専門員その他従業者に対する精神的暴力
(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
- ③ 介護支援専門員その他従業者に対するセクシュアルハラスメント
(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的嫌がらせ行為等)

8、感染症や災害の対応力強化

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、介護支援専門員その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施します。

9、虐待の防止について

当事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための指針を整備します。
- ① 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ② 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ③ 成年後見制度の利用を支援します。
- ④ 苦情解決体制を整備しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業者またはご家族(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通知します。

10. 事故発生時の対応について

- ① 事故が発生した場合は、利用者に対し、応急措置、医療機関への搬送の措置を講じるとともに、速やかに家族等及び関係諸機関に事故発生状況及び今後の対応等について報告いたします。
- ② 事故等により要介護認定に影響する可能性のある場合には市町村(保険者)に事故の概要を報告いたします。

11. 苦情の相談

- ① 当事業所に対する苦情やご相談、及び居宅サービス計画に基づいて提供されている各サービスについての苦情やご相談を承ります。

受付窓口 介護老人保健施設ひざし内 居宅介護支援事業所
担当者 鈴木 晃市(事務長) TEL 0572-67-3748
受付時間 月～金曜 8:30～17:00

- ② 瑞浪市役所 高齢福祉課 TEL 0572-68-2111(代表)
土岐市役所 高齢介護課 TEL 0572-54-1111(代表)
多治見市役所 高齢福祉課 TEL 0572-22-1111(代表)

- ③ 岐阜県国民健康保険団体連合会

相談は介護サービス苦情対応専門委員が、調査は専門の調査員が行います。

岐阜県国保連合会介護保険苦情対応係 TEL 058-275-9826(直通)